

仙北市耐震改修促進計画

(第2期計画)

【平成30年度～平成32年度】

平成31年2月

仙 北 市

【目次】

1. 仙北市耐震改修促進計画の概要.....	1
1-1 計画の背景.....	1
1-2 計画の目的.....	1
1-3 計画の位置付け.....	1
2. 仙北市で想定される地震の規模および被害の状況.....	2
2-1 仙北市で想定される地震.....	2
2-2 想定される被害.....	2
2-3 想定される被害の特徴.....	3
3. 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	4
3-1 住宅の耐震化の現状と目標.....	4
3-2 公共建築物の現状と目標.....	5
4. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	8
4-1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針.....	8
4-2 耐震化の促進を図るための支援策.....	8
4-3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備.....	8
4-4 地震時の建築物の総合的な安全対策.....	8
4-5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定.....	8
4-6 重点的に耐震化すべき地区の設定.....	8
5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及.....	9
5-1 地震防災マップの作成・公表及び活用.....	9
5-2 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	9
5-3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	9
5-4 家具の転倒防止策の推進.....	9
5-5 地域住民等との連携.....	9
6. その他耐震化促進に関し必要な事項.....	9
6-1 所管行政庁との連携に関する事項.....	9
6-2 その他.....	9

1. 仙北市耐震改修計画の概要

1-1 計画の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、戦後初めての大都市を直撃した激震であり、大規模な都市災害が発生し、建築物について多くの被害が生じ、多数の貴重な人命が失われるという凄まじい自然の破壊力をを見せつけました。

この震災の建築物の被害状況において、特に昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法(※1)」以前の建築物の被害が顕著であったことから、国民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)」(平成7年法律第123号)が平成7年10月27日に公布され、同年12月25日より施行されました。

さらに、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、また平成23年3月に発生した東日本大地震は、巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

また、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震などの発生の切迫性が指摘され、ひとたびそれらの大地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

そこで国においては、大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、「耐震改修促進法」が大きく改正(平成25年5月29日公布、平成25年11月25日施行)されました。この改正により、新たに不特定多数の者や要配慮者(※2)が利用する大規模な建築物に対して耐震診断(※3)が義務化され、秋田県においても「秋田県耐震改修促進計画」(平成19年3月策定)について、計画期間終了に伴い新たな内容検討のほか、これまでの取り組みの評価等を行い、第二期計画の策定を実施しております。

のことから、本市においても市促進計画(平成22年11月策定)について、改正法に基づく新たな内容の検討を行い、改訂を行いました。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準。昭和56年以前に建てられた建築物は、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

※2 高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

※3 既存建築物の地震に対する安全性を評価すること。

1-2 計画の目的

本計画は、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人的被害および物的被害を防止・軽減させ、市民の安全・安心を確保するため、既存建築物等の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

1-3 計画の位置付け

本計画は、国の基本方針に基づき策定された県促進計画を勘案し、災害対策基本法第42条の規定に基づく「仙北市地域防災計画」(以下「市防災計画」という。)との整合をはかり、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定します。

なお、本計画の計画期間を、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

2. 仙北市で想定される地震の規模および被害の状況

2-1 仙北市で想定される地震

仙北市で想定される地震は、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえ、「秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）」において想定された27パターンのうち、仙北市に直接影響があると想定される7パターンの中から最大の被害が想定される「横手盆地真昼山地連動地震」を想定しました。

表 1

No.	地震モデル	M	最大震度	最大震度の市町村
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	7	大仙市、仙北市
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	6強	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	6弱	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
13	横手盆地真昼山地連動	8.1	7	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、東成瀬村
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	7	横手市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	5強	大仙市、仙北市
19	北上低地西縁断層帯	7.8	6弱	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、東成瀬村

出典：秋田県地域防災計画

2-2 想定される被害

被害が最大となる「冬の深夜（午前2時）」を想定しています。

表 2

	建物被害			人的被害		避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	
	棟	棟	棟	人	人	
仙北市	6,238	6,059	102	427	1,749	10,616

出典：仙北市地域防災計画

2-3 想定される被害の特徴

「秋田県地震被害想定調査報告書」の調査結果によると、以下のような特徴がみられます。

- ・人的被害（死者及び負傷者）のほとんどが、建物の倒壊によるものです。
- ・冬期は、積雪による荷重により建物倒壊数が増加します。
- ・深夜は、日中に比べて避難に時間要するほか、在宅率が高く、建物倒壊等による人的被害が増加します。
- ・建物被害によるほか、断水の長期化により、多数の避難者が発生します。

調査結果は、実際に発生する被害量を予測したものではなく、個々の施設や地点を具体的に評価したものではありませんが、上記の被害想定や近年の全国的な地震被害を踏まえ、建物の倒壊による人的被害を防ぐことはもちろんのこと、さらには、被災後の避難者を受け入れる施設を確実に確保することは重要な課題であり、大地震の発生に備え、早急かつ確実な耐震化の推進に努めなければなりません。

3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

3-1 住宅の耐震化の現状と目標

平成25年の住宅・土地統計調査及び国における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、仙北市の住宅の耐震化の状況は表3のとおりとなり、住宅総数9,200戸（居住世帯）のうち、約5,591戸（約60.8%）が耐震性を有していると推計されます。

現状のペースで耐震化（改築・新築含む。）が進んだ場合、平成32年度末時点では住宅総数9,070戸（居住世帯）のうち、約6,235戸（68.7%）が耐震性を有すると推計されます。

仙北市では、地震による人的被害及び物的被害を軽減させるため、耐震性を有する住宅を平成32年度末まで70.0%とすることを目標とします。

※国の目標値－95%（国土強靭化アクションプラン2018 平成30年6月5日）

県の目標値－85%（秋田県耐震改修促進計画 平成28年3月）

表3 住宅の耐震化の現状

単位：戸

分類	総数	S56.6以降の住宅数	S56.5以前の住宅数	うち耐震性有りと推定	耐震性を満たす住宅数	耐震化率(H25年度)	耐震化率(H32年度予測)
A	B	C	D	E=B+D	F=E/A		
住宅	9,200	4,843	4,357	748	5,591	60.8%	68.7%

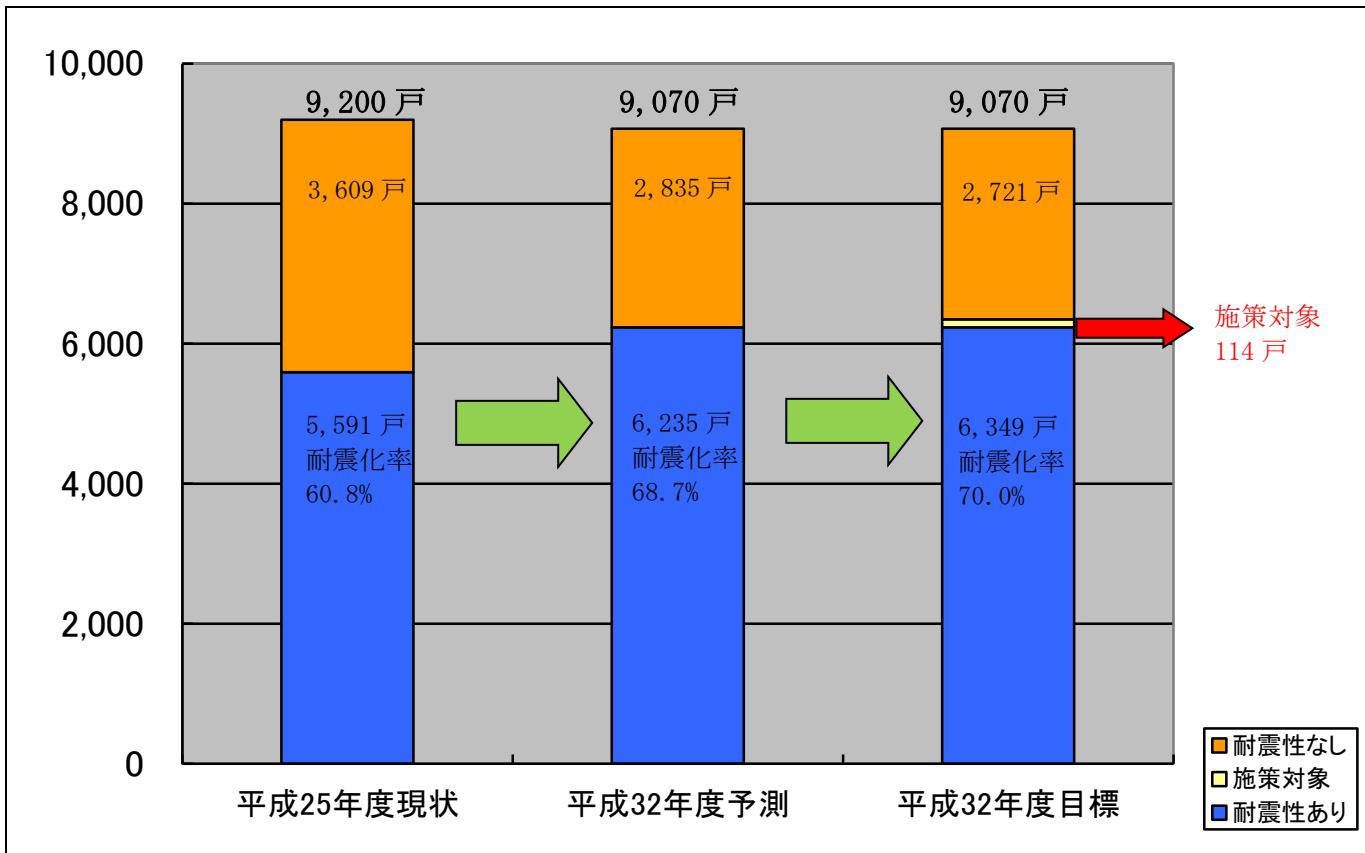
（平成25年度住宅・土地統計調査等による推計値）

表4 住宅の耐震化の現状と目標

項目	平成25年度現状	平成32年度目標
耐震化率	60.8%	70.0%

（平成25年度住宅・土地統計調査等による推計値）

表5 住宅の耐震化の現状、予測及び目標



3-2 公共建築物の現状と目標

市の所有する特定建築物のうち、耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）については、現状調査を参考とした場合、平成30年度現在、市所有の特定建築物の耐震化の状況は表6のとおりとなっています。

市所有施設は、地震時の防災拠点・避難施設となっているものが多く、その安全性の確保が必要であることから、耐震性を有する特定建築物を平成32年度末までに100%とすることを目標とし、財政状況を勘案しながら耐震化を進めていきます。

なお、市所有の特定建築物に当たらない施設についても平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、必要に応じて耐震化を図るよう努めています。

表6 市所有特定既存耐震不適格建築物の現状と目標

(棟)

	総数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C				耐震性を有 する建築物 G=B+E+F	耐震化 率 H=G/A
				耐震診 断済 D	診 断 の 結果、耐 震性有 E	耐震改 修済 F		
学校、体育館	21	11	10	7	0	6	17	81.0
病院・診療所	1	1	0	0	0	0	1	100.0
庁舎	2	0	2	2	0	0	0	0.0
市営住宅	3	0	3	3	3	0	3	100.0
公民館、集会所	2	0	2	2	0	1	1	50.0
その他	1	1	0	0	0	0	1	100.0
計	30	13	17	14	3	7	23	76.7

出典：市資料（平成31年1月末時点）

表7 市所有特定既存耐震不適格建築物の現状と目標

項目	平成30年度現状	平成32年度目標
耐震化率	76.7%	100%

表8 特定建築物一覧

用 途		耐震改修促進法 第14条第1号、第2号	同法第15条第2項	同法附則第3条第1項 ※義務化対象は旧耐震建築物
	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件		耐震診断義務化の対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000m ² 以上	階数1以上かつ2,000m ² 以上	階数1以上かつ5,000m ² 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上	
集会場、公会堂				
展示場		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上	
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上	
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上	
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	階数2以上かつ2,000m ² 以上	階数2以上かつ5,000m ² 以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上	階数2以上かつ750m ² 以上	階数2以上かつ1,500m ² 以上	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上	
遊技場				
公衆浴場		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上	
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上	
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		500m ² 以上	階数1以上かつ5,000m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物			

第4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

4-1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

4-2 耐震化の促進を図るための支援策

住宅・建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施するべきことですが、耐震診断および耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であり、相当の費用を要します。そのため、耐震化を促進するうえでは、所有者等の費用負担の軽減を図る方策が有効であるとされています。

また、本市において、耐震性を有していない戸建住宅のほとんどが木造であると推測されることから、木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の創設に努めます。

4-3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備

本市は市民が安心して耐震診断及び耐震改修を依頼できるように、木造戸建住宅の耐震化に関するこ^トとや簡易な耐震診断方法の説明を受けられる体制を整備し、また、木造住宅の耐震診断・改修講習会受講者修了者名簿（秋田県）の情報提供等を行い、耐震化を行おうとする方が安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備に努めます。

4-4 地震時の建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止、建築物の窓ガラスの飛散や天井の落下防止対策、エレベーター内の閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策について、県や関係機関と連携してその重要性について周知・啓発に努めます。

4-5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

次の建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、早期に耐震化を図るように努めます。

- (1) 市防災計画で指定された防災拠点施設及び避難施設
- (2) 市防災計画で指定された緊急輸送道路の沿道の建築物
- (3) 文教施設、観光施設

4-6 重点的に耐震化すべき地区の設定

角館地区などの人口や建築物が集積する地区、緊急輸送道路や避難路沿道等を、早急に対応すべき地区とし、重点的に耐震化に努めていきます。

また、「武家屋敷」などの各種文化財、歴史的価値の高い建造物の周辺地区においては、文化財等の保全のためにも周辺に立地する建築物の耐震化に取り組んでいきます。

5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

5-1 地震防災マップの作成・公表及び活用

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）を平成22年に作成しました。

地震防災マップの作成により、住宅・建築物に対する地震防災意識の向上及び耐震化率向上に向け、引き続き情報提供や耐震化促進に取り組みます。

5-2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市では市民が耐震化に関する相談や簡易な耐震診断方法の説明を受けられる耐震相談窓口を設置し、市民からの相談・問い合わせの対応や関係機関の紹介を行います。また、広報紙やホームページを通じて、各種情報提供を行います。

5-3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築時は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで費用面でのメリットがあります。

工事を施工する建築業者及び設計業者への情報提供を行い、リフォーム等に併せた耐震改修を誘導します。

5-4 家具の転倒防止策の推進

「地震による家具の転倒を防ぐには」（建設省、自治省消防庁、住宅・都市整備公団監修 家具の転倒防止対策に関する検討委員会）等のパンフレット等を活用し、自らできる地震対策の普及を図っていきます。

5-5 地域住民等との連携

耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、町内会や自主防災組織への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援、連携を図ります。

6. その他耐震化促進に関し必要な事項

6-1 所管行政庁との連携に関する事項

建築物の耐震化の促進を図るために、所管行政庁である県と連携し、耐震化の支援・指導等を進めます。

6-2 その他

本計画は耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行うこととします。